

選挙制度が一部変わりました

投票しやすくなりました

最近、選挙の投票率が低下傾向にあります。そのため、選挙するかたが投票しやすい環境を整えるため、制度の一部が改善されました。この改正は六月一日から施行されています。そのため、七月に実施される参議院議員通常選挙には、この新しい制度が適用されます。ここで主な改善点を紹介します。

投票時間が

午後8時までに

今まで午後6時までであった投票終了時間が、午後8時まで延長されました。この改正により、夕方まで仕事のあるかたも投票ができます。また、レジャーなどに出かける予定があつても、計画の変更をしなくてもすむようになります。

不在者投票がしやすくなりました

今回の改正では、手続きの簡素化、不在者投票理由の大幅な緩和及び投票時間の延長がなされ、不在者投票がしやすくなりました。印鑑を持参する必要がなくなりました。また、不在者投票をす

る理由は、該当項目に○をつけただけでよくなりました。

◆投票条件がゆるめられました
仕事の関係や親族の結婚式の際には、それが投票区の区域内であつても不在者投票ができるようになります。また、今まで旅行などの場合、市外に出かけたときだけでしたが、市内においても投票区の区域外にいる場合はできるようになりました。

◆投票できる時間が長くなります
不在者投票ができる時間も延長されました。今まで午前8時30分から午後5時まででしたが、午後8時までと、3時間延長されました。



参議院議員選挙 通常選挙

投票日は7月12日(日)です

投票時間 午前7時～午後8時

投票できるかた

▽年齢

昭和53年7月13日以前に生まれたかた。

(投票日で満20歳以上のかた)

▽転入

平成10年3月24日までに転入の届け出をされたかたで、引き続いで大館市に居住しているかた。

※3月25日以降に他の市町村から

転入して来たかたは、転入前の市町村で投票することになります。

なお、転入前の市町村の選挙管理委員会に手続きをすると、

大館市で不在者投票ができます。

市町村で投票することになります。旅行などの場合、市外に出かけたときだけでしたが、市内に

あつても不在者投票ができるようになります。また、今まで

旅行などの場合、市外に出かけたときだけでしたが、市内に

あつても不在者投票ができるようになります。

◆投票所入場券(はがき)は個人ごとに郵送します。6月20日ごろに郵送しますが、もし届かないようであれば、市選挙管理委員会へ連絡してください。

▽投票日当日は、「投票所名」を確認するとともに、入場券を忘れずにご持参ください。もし、紛失した場合には、当日、投票所で再発行しますので、係員に申し出てください。

選挙は将来を左右する大事なもので、次回の選挙から以上のようないい投票しやすい環境に整いました。輝く日本、そして地元の未来に願いを込めて、選挙の際には棄権することなく必ず投票するよう

生かそう1票 捨てるな1票

不在者投票

▽投票日に、仕事の都合や旅行などで不在になるかたは、前もつて不在者投票ができます。

と き・6月25日～7月11日
8時30分～20時

(土・日でも投票できます)

市選挙管理委員会事務室
(市役所1階第2会議室)

持参するもの・入場券
(市町村などそのため施設内)

不在者投票ができる施設

市立総合病院、労災病院、石田病院、今井病院、東台病院、西大館病院、平成館、大館園、成章園、水交苑、神山荘

参議院選挙の投票方法

投票は2回です

参議院議員通常選挙は県を単位とする「選挙区選挙」と全国を単位とする「比例代表選挙」の二つで行われます。選挙区選挙(薄黄色の投票用紙)には候補者個人の名前を、比例代表選挙(白色の投票用紙)には政党名を書くことになります。よく確かめて、間違わないよう投票してください。

市選挙管理委員会

49-3111

(内線296・297)

◆投票手続きが簡単になります

印鑑を持参する必要がなくなりました。また、不在者投票をす

る理由は、該当項目に○をつけただけでよくなりました。

投票所で投票してください。

▽6月18日以降に市内転居の届け出をされた場合、事務処理上、入場券は転居前の住所に郵送されます。入場券に記載された投票所で投票してください。

42-10330(直通)